

随意契約理由書

件名	西クリーンセンター 誘引通風機用インバータ盤点検整備
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>本設備は、当クリーンセンターのごみ焼却における空気の流れを制御する設備であり、点検整備を行うことで、機能の維持を図るものである。</p> <p>本設備は、東芝三菱電機産業システム(株)製であり、東芝三菱電機産業システム(株)のアフターサービス部門である三菱電機プラントエンジニアリング(株)が点検・整備補修等を行なっている。当該案件についてはメーカー独自の専門的な知識・知見・ノウハウ等を必要とし、技術力・経験等を有することが不可欠であるため、当該業務の履行が可能なのは上記業者のみである。よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部西クリーンセンター (電話番号078-974-2005)